

## ヒアリングでの主なご意見

### 社会福祉法人 カリヨン子どもセンター

- ・シェルターで保護する子どもに自分だけの担当弁護士がいるという安心感を持ってもらえるよう、一人ひとりに子ども担当弁護士（子担）を付けている。子担には一週間に1度はシェルターで担当の子どもと顔を合わせるよう依頼。子どもの意見を聞き、相談し、親権者、児童相談所、スタッフ等に子どもの意見を代弁することが役割。
- ・子担の費用は日弁連の「子どもの法律援助制度」を使って賄っており、シェルターから独立した立場で動いてもらっている。
- ・ケース会議には必ず子ども自身を参加させている。弁護士・シェルターのスタッフ・児童福祉司・家裁調査官・保護観察官等関係者が、子どもの話を聞きながら、子ども自身の選択を支えていく。
- ・シェルター退所後の若者への伴走支援、24時間子どもがいるシェルターの特性に応じた予算措置、都道府県をまたぐ一時保護委託の柔軟化などが必要。

### NPO 法人 アドボカシーセンターOSAKA

- ・アドボケイト養成講座を受講した無資格の市民により施設への訪問アドボケイトを実施。活動費は助成金やクラウドファンディングで捻出。
- ・自立支援計画策定にアドボケイトが関わる。子ども自身がアドボケイトの利用の有無や、どのアドボケイトに話すかを選択したうえで、計画に子どもの意思を反映していく。障害児施設についても同様に、子どもの声を個別支援計画に反映させる。
- ・職員の言葉遣いが嫌だ、など、日々の施設生活の中での子どもが言いづらいことも代弁し、関係性の改善につなげている、
- ・施設の中では子どもが声を出しにくいので、外出をして飲食しながら話を聞いており、そこで出た子どもの不満や要望を施設のシステム検討会

に伝えることもある。

- ・施設の職員等に伝えたことは、必ず子どもからその後どうなったか聞いている。問題解消に向け大きな進展がなくても、一度大人に自分の話を聞いてもらえたということで安心感につながることもある。

#### **NPO 法人 神奈川子ども支援センターつなぐ**

- ・子どもを保護・支援する際、親にある情報だけを前提に動く子どもの権利擁護に欠ける。医療・福祉・教育・司法等官民を問わず多角的な情報をワンストップで集めることが重要。
- ・その際に重要なのは多職種連携であるが、日本では各機関の秘密保持が強いので行政の理解や協力が必要。
- ・必要に応じてケース対応の初期から捜査機関や法曹関係者等と連携の上で司法面接や全身診察を行う。生活支援の過程で断続的に情報を得ることもある。そこで集めた情報を心のケアや児童相談所と連携した生活支援に活かす。
- ・性的虐待を受け、心理的影響を強く受けている子に対しては、子どもの権利に精通した人が担当につく必要がある。
- ・子どもが性被害について語るときの負担軽減、二次被害や訴えたい気持ちの実質的な保障のためには、証言や供述に際しての支援が必要不可欠であり、付添人や付添犬を派遣することが有効。

#### **社会福祉法人 慈愛園 キッズ・ケア・センター (児童家庭支援センター)**

- ・児童家庭支援センターの活動は地域資源の状況や自治体の方針によって千差万別であり、使い勝手が良い反面、固有の存在価値が見えにくい。
- ・児童家庭支援センターでは、一時保護中・措置中とは異なり、親子が分離されていない状態であるため、子どもが意見をいうのを躊躇しがち。本音を聞き出すのが難しい。

- ・子どもが真実を隠しているときでも、子どもの気持ちを無視して支援者が勝手に動くとは良くないこともあり、意見を言う権利と意見を言わない権利の両方を尊重する必要がある。
- ・自分の行いの罰として入院や一時保護された子どもに受け取られないよう、丁寧なステップを踏んで関わるべき。
- ・施設退所後の生活支援について、市町村と児童家庭支援センターの連携に課題がある。
- ・ケース会議への子どもの参加とそこでのアドボケイトの活動に期待。自分の意見を言って良いのだと子どもに思ってもらえるようになるには一定の関わりが必要であり、子どもが親を気にして言えないところを交流を続けてほぐしていく役割を外部のアドボケイトには担ってもらいたい。

### **社会福祉法人 麦の子の会**

- ・障害児への専門的な支援はある程度構築されているが、その分支援が属性によって分断されており包括的な支援になっていない。障害の有無にかかわらず、子どもというくくりで制度の大枠を一本化していく方向が理想。
- ・療育において、障害特性や発達を把握することは必要であるが、障害を治すという考え方で訓練すると子どもの権利を奪うことにもなる。子どもの思いを大切に、人生を肯定的に考えられる支援が大切。
- ・障害児は虐待リスクが高い。保護者の受容の問題、子育ての大変さが背景にあり、カウンセリング等家族支援が重要。
- ・子や親の障害で学校や役所に自分の意思をうまく伝えられないとき、アドボケイトがあると良い。

## 公益財団法人 全国里親会

- ・名字の選択や教育方針をとっても、里親の考え方は人によって様々。大人の価値観だけで決めないよう、ベースとしての権利教育や周知が必要。
- ・家庭の中に第三者が入ってくる事へ抵抗を感じる人はいる。子どもは家で居づらくなること、親は委託解除されることを懸念してしまい、本音を言いにくい。話した後の支援体制がきちんと構築されていれば、安心して話すことができる。
- ・里親としては、里親同士でわいわい話を共有するサロンのようなもの、フォスタリング機関の里親相談支援員への相談、アドボケイトのようなものなど、支援を選べたら良い。
- ・関係がうまくいっていない里親家庭ほど支援が必要であるが、なかなか門を開いてくれないという壁がある。
- ・里親支援は増えてきたが、里子や実子への支援の組み立ては少ない。気軽に子どもが話を聞いてもらえる場所がもっとあればと思う。

## 大分県

- ・児童福祉審議会の既存の部会を活用して、子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を実施しているが、新たに権利擁護部会の設置を検討中。
- ・アドボケイトの利用促進、仕組みの定着のため、施設の職員や里親との事前の協議を十分行うようにしている。
- ・施設・里親家庭に訪問するアドボケイトはなるべく担当を固定して訪問するよう配慮している。
- ・子ども権利擁護調査員は児童福祉審議会の部会の事務局に嘱託職員として配置しているため、行政知識は有している。他方で、独立性・第三者性の確保が課題。
- ・アドボケイトの取組は一度はじめるとやめるわけにはいかないものであり、人員の確保や継続していくための予算措置が課題。

### 井上龍之介様（自立生活センター・ムーブメント）

- ・相談できる施設の職員はいたが、忙しく、他の子どもも見ないといけな  
いので相談できる時間は限られていた。
- ・施設生活の不満や、外出したいなどといったことは、施設の外部の人だ  
と話しやすい。
- ・自立生活をしている OB・OG など、同じ経験している人との交流の機  
会がもっとあれば、自立生活に向かいやすくなると思う。
- ・施設にいた時に、外出の仕方、お金のこと、社会のマナーの勉強などを  
もっとしておきたかった。
- ・施設での生活中、子どもの権利については知らなかった。知っていたら、  
バリアフリー化についてや、こういう制度を使いたいなど、もっと「こ  
うしてほしい」と意見を言うことができたのと思う。

### 基督教児童福祉会 バット博士記念ホーム

- ・子どもの意見表明権を守るための実践として、子どもと一緒に自立支援  
計画を策定している。学校生活や進路、生活習慣、家族との関係（交流  
の実施の有無や頻度を含む）について、子どもの意見を聴いて決めてい  
く。アフターケア計画も、退所前に必ず参加型で行うようにしている。
- ・計画策定会議では、飲食をしながら和やかに、許容的な雰囲気の中で  
行い、大人（担当ケアワーカー、F S W、担当心理士、自立支援コーディネ  
ーター）は非審判的な態度を保つようにしている。
- ・この取組を通じて施設全体に子どもの主体性・権利を尊重する文化が醸  
成され、施設が以前より落ち着いてトラブルも減った。子どもへのアン  
ケート結果を見ても、施設生活への満足度や計画への理解度が向上した。
- ・施設内で起きた事故・事案については、施設外の有識者で構成された「権  
利擁護委員会」を招集し、対応方法等についてアドバイスを受ける仕組  
みを作っている。
- ・現在は中高生のみが計画策定に参加しているが、小学生・幼児も参加で

きる体制を作っていく必要がある。

- ・一時保護中や施設に来る前から寄り添ってくれるアドボケイトが、施設退所まで伴走してくれると子どもにとっても心強いのではないか。

**川瀬信一構成員、中村みどり構成員、菊池真梨香様、田邊紀華様、布施響様  
(社会的養護経験者全国ネットワーク)**

- ・インケアの子どもの声を集めると、「相談できる人がいない・相談しづらい」、「話を聞いてもらうなら、同じ経験をした人が良い」、「相談を他人に知られないよう場所にも配慮してほしい」等の回答が多かった。
- ・支援の質を向上させていくには、個別アドボカシーとシステムアドボカシーの両輪で考えていく必要がある。
- ・社会的養護経験者の交流を通じて、経験者が情報や資源につながる、孤立を防ぐ、エンパワーメントにつながる、制度・政策への反映ができるなどのメリットがある。こうした活動を継続していくためには、安定的な資金や担い手・支援者の養成が必要。
- ・施設の職員からは「子どもの本音を聞けるのは生活をともにしている職員である」との意見が聞かれるが、子どもにとっては、「職員には話にくい」、「プライバシーが守られるか不安」といった意見があり、認識にずれがある。
- ・当事者の意見を社会的養護の制度・政策に反映させる制度的枠組みが必要。例えば、自治体の社会的養育推進計画への当事者の参画状況も検証が必要。
- ・自分が意見を言っても何も物事が変わらなないと、意見をやる意味がないと子どもは学習し、意見を言わなくなる。単に話を聞いて欲しいというレベルのものなのか、解決を求めているのか、見定める必要がある。
- ・在宅措置の子どもたちも含めて、年齢や障害の有無で限定されず意見が聴かれていく必要があり、どう巻き込んでいくかが今後の課題。